

信託契約代理店制度の導入

制度調査部

中田 綾

信託業法の改正

【要約】

2004年11月16日、信託業法案は衆議院本会議で可決され、参議院に付託された。月内にも法案が成立する見通しである。

現在、信託代理店となることができる者は金融機関及び商工組合中央金庫のみに限られている。しかし、信託業法の改正により、金融機関に限らない法人や個人が信託契約代理業を営むことができるようになる。

本稿では、信託業法案のうち「信託契約代理店」に関する内容をまとめる。

信託契約代理店制度の導入

現在、信託兼営金融機関については、内閣総理大臣の認可を受け代理店を設置することが認められている（兼営法第5条第2項）。しかし、実際に信託代理店となることができる者は、金融機関及び商工組合中央金庫のみに限られている（兼営法施行規則第7条の2の2）。

兼営法第5条第2項

信託業務を営む金融機関が信託業務に係る代理店を設置し、または廃止せんとするときは、内閣府令の定むる所により内閣総理大臣の認可を受くべし

兼営法施行規則第7条の2（代理店の定義）

代理店とは、信託業務を営む金融機関の委任を受けて、当該金融機関のために、信託業務の全部または一部の代理をするものをいう

兼営法施行規則第7条の2の2（代理店の設置者等）

代理店を設置することができる者は、信託業務を営む金融機関（注）とし、…代理店となることができる者は、金融機関及び商工組合中央金庫とする。

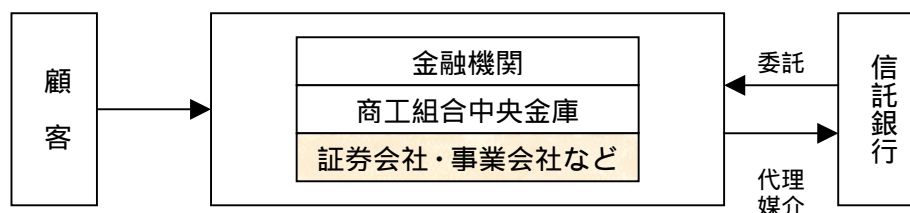
（注）金融機関とは、銀行、長期信用銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農林中央金庫、農業共同組合、漁業共同組合、水産加工業協同組合、信用金庫連合会、労働金庫連合会、共同組合連合会、農業共同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工漁業組合連合会、をいう。

信託の取次ぎを行う者について、その範囲を広げることは、信託サービスの提供チャネルを拡大し、利用者のアクセスを向上させることにつながる。そのため、2003年7月28日に公表された「信託業のあり方に関する中間報告書」では、その検討を行うことにも言及されていた。

そして、信託の取次ぎを行う者の範囲が幅広く認められることが検討された結果、信託業法案では新たに信託代理店に関する規定が設けられたのである。

信託契約代理店とは

信託契約代理店とは、信託契約の締結の代理（信託会社または外国信託会社を代理する場合に限られる）または媒介を行う者をいう。信託会社から委託を受けて信託契約代理業を営まなければならない。信託契約代理店は、法人及び個人ともに営むことができる。



信託契約代理店の設立手続き

信託契約代理店を行う者は内閣総理大臣の「登録」を受けなければならない。登録を受ける者は下記に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

商号、名称又は氏名
 法人であるときは、その役員の氏名
 信託契約代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地
 所属信託会社の商号
 他に業務を営むときは、その業種の種類
 その他内閣府令で定める事項

申請書には次の書類を添付する。

申請者が個人の場合は、次の欠格事由に該当する者でない事を誓約する書面
 成年被後見人・被保佐人
 破産者で復権を得ないもの
 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行終了後5年を経過しない者
 信託業法に基づき取り消しを受けた場合において、会社の取消処分日前30日以内の取締役等であった者で、取消処分から5年経過していない者
 信託契約代理店の登録取消処分を受けて5年を経過しない者
 信託業法に基づき解任命令を受けた取締役・執行役・監査役等で、解任処分から5年を経過していない者
 罰金刑の執行終了から5年経過していない者。

申請者が法人の場合は、次の事項に該当する者でないことを誓約する書面

- ・信託業法等の法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ・法人を代表する取締役、監査役（これに準ずる者を含む）のうち、前記に掲げる ~ の欠格事由に該当する者

業務方法書（記載事項は内閣府令で定める）
 法人であるときは、定款及び会社登記簿の謄本（これらに準ずるもの）
 そのほか内閣府令で定める書類

信託契約代理業を営む営業所（または事務所）ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

登録の際の適合基準

信託契約代理店の登録の申請があった場合、申請者が次の拒否事由に該当する場合、信託契約代理業を営むことはできない。また、申請書もしくは添付書類に虚偽の記載がある場合、重要な事実の記載が欠けている場合も、免許・登録の申請は認められない。

<p>申請者が個人の場合は、欠格事由に該当する者</p> <p>申請者が法人の場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信託業法等の法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ・法人を代表する取締役、監査役（これに準ずる者を含む）のうち欠格事由に該当する者 <p>信託契約代理業務を的確に遂行するために必要な体制が整備されていないと認められる者</p> <p>他に営む業務が公益に反すると認められる者</p>

最低資本金などの財務基準は設けられていない。

信託契約代理店の義務

顧客に対する説明	<p>信託契約の締結の代理・媒介を行うときは、次の事項を明らかにしなければならない</p> <p>信託契約代理店に委託した信託会社（以下、「所属信託会社」）の商号</p> <p>信託契約の締結を代理するか、媒介するかの別</p> <p>その他内閣府令で定める事項</p>
分別管理	<p>信託契約の締結の代理・媒介に関して、顧客から財産の預託を受けた場合には、当該財産を自己の固有財産及び他の信託契約に関して預託を受けた財産と分別して管理しなければならない</p>
報告書	<p>営業年度また事業年度ごとに、信託契約代理業務に関する報告書を作成し、3ヶ月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない</p>
説明書類の縦覧	<p>所属信託会社の営業年度または事業年度ごとに、所属信託会社が作成する説明書類を、信託契約代理業を営む全ての営業所または事務所に据え置き、公衆の縦覧に供しなければならない</p>

信託契約代理店の監督規定

立入検査	<p>信託代理店の信託契約代理業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要があると認めるときは、(1)信託代理店、(2)信託代理店と取引する者に対して、信託契約代理店の業務・財産に関して参考となる資料の提出、または信託契約代理店の営業所もしくは事務所に立ち入らせ、これらの業務の状況に関して質問させ、帳簿書類・その他の物権を検査させる</p>
業務改善命令	<p>信託契約代理店の業務の状況に照らして、信託契約代理店の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、信託契約代理店に対し、次の措置を命じることができる。</p> <p>業務方法書の変更</p> <p>その他業務の運営の改善に必要な措置</p>
監督上の処分	<p>次のいずれかに該当するときは、登録の取り消しまたは6ヶ月以内の業務停止</p> <p>登録拒否要件に該当することとなったとき</p> <p>不正の手段により登録を受けたことが判明したとき</p> <p>公益を害する行為をしたとき</p>

これらの監督規定に対する違反には罰則が設けられている。

業務停止命令違反	2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、または併科
立入検査の際、次の行為をした者 報告もしくは資料の提出をしない 虚偽の報告、資料の提出をする 職員の質問に答弁しない、虚偽の答弁をする 検査拒否、妨害・忌避	1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、または併科
業務改善命令違反	信託契約代理店に対して、100万円以下の罰金

所属信託会社の賠償責任

所属信託会社は、信託契約代理店が行った信託契約の締結の代理または媒介について、顧客に与えた損害を賠償する責任を負う。

ただし、次の条件を満たす場合には損害賠償責任は免除される。

信託契約代理店への委託につき相当の注意を行った 信託契約代理店の行う信託代理業につき顧客に加えた損害の発生防止に努めた
--